

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運用要綱  
(平成3年4月16日例規第16号)

[沿革] 平成4年2月例規第7号、7年12月第74号、10年3月第19号、31年4月第23号、令和3年  
1月第1号、5年6月第18号改正

別記のとおり制定し、平成3年4月16日から実施することとしたから、適切に運用されたい。

別記

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運用要綱

第1 目的

この要綱は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

推進委員の活動及び協議会の運営に当たっては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び奈良県道路交通法施行細則（昭和48年奈良県公安委員会規則第14号。以下「細則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 地域交通安全活動推進委員

1 推薦等

(1) 警察署長の推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、規則第1条第1項の規定により推進委員の推薦をする場合には、活動区域内に居住し、又は勤務する等活動区域の交通状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、適任者を地域交通安全活動推進委員推薦書（別記様式第1号）により交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を經由して奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

(2) 委嘱の要件

法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」（第1号）

人格識見ともに優れ、行動等においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的な余裕を有すること。」（第2号）

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

地区交通安全協会等の役員として、現に交通の安全と円滑に資するための活動に熱心に取り組んでいることは、委嘱に当たって十分に考慮することが望ましい。

ウ 「生活が安定していること。」（第3号）

社会的、経済的にみて、その人の生活基盤が安定していることをいう。

経済的観点からいうと、推進委員が名誉職であることから、その給与等に頼らなくても十分に生活ができる人ということになる。

エ 「健康で活動力を有すること。」（第4号）

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者であっても支障はないが、活動力等の面から十分に適格性を判断することが望ましい。

### (3) 被推薦者の審査

交通企画課長は前記(1)の推薦があった場合は、法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かについて書面により審査を行うものとする。

### (4) 関係地域住民への周知

規則第1条第2項の規定による措置は、次に掲げるところにより行う。

ア 交通企画課長は、推進委員が委嘱されたときは、当該推進委員の氏名及び連絡先並びに委嘱に係る規則第1条第1項の区域を、奈良県公報に登載してこれを公示するものとする。

イ 交通企画課長及び署長は、前記アのほか、警察署の掲示板への掲示、ミニ広報紙への掲載等適当な方法により地域住民に周知徹底させるための方策を講ずること。

## 2 任期

規則第2条に規定する推進委員の任期は、補欠又は増員による場合であっても、委嘱の日から2年間とする。

## 3 活動区域

### (1) 原則

署長は、原則として細則第35条第1項で定める委嘱区域において推進委員の活動を行わせるものとする。

(2) 推進委員の応援派遣

協議会から他の協議会の要請に基づき推進委員の応援派遣をする旨の承認申請があった場合は、署長は当該区域外活動承認申請書（別記様式第2号）をすみやかに交通企画課長を経由して、公安委員会に提出するものとする。

(3) 交通部長の承認

前記(2)の申請があった場合において、交通部長は承認が妥当と認められる場合は、奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則第2号）第7条第6号に定める公安委員会指令（公安委員会承認書）により承認するものとする。

(4) 承認書の携行

署長は、前記(3)の承認に基づき、推進委員が区域外活動を行う場合においては、身分証明書とともに公安委員会の承認書の写しを携帯するよう指導するものとする。

4 活動内容

署長は、推進委員に対し規則第4条各号に規定する次の活動等を行わせるものとする。

(1) 広報啓発活動（第1号に該当するもの）

- ア 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策その他交通安全対策の必要性について理解を深めるための活動
- イ 違法駐車追放会議の開催等交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る運動
- ウ チラシの配布、ポスターの掲示等による違法駐車防止等のための活動
- エ 商店街や観光地における駐車案内板の掲示、駐車場案内パンフレット配布等による情報の提供
- オ 多様な交通主体の新たな交通ルールについて住民の理解を深めるための活動

(2) 団体及び個人に対する協力要請活動（第2号に該当するもの）

- ア 自治会、町内会に対する働き掛け
  - 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を取り上げること等
- イ 各種行事主催者に対する臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずる旨の働き掛け
- ウ 大型ビルの建築等に伴う関係者に対する自主的な交通安全対策等先行対策の働き掛け

エ 企業、商店、自治会等に対する自主的交通安全対策の働き掛け

(例)

- 貨物搬入は混雑時間帯を避けること
- 顧客や取引先に対して駐車場利用を呼び掛けること
- 店頭駐車場案内板を設けること

(3) 相談に応ずる活動（第3号に該当するもの）

- ア 祭礼、催し物等行事関係者からの交通相談
- イ 地域住民の慣習的行事、困り事等の交通相談
- ウ 地域住民の交通に関する意見、要望等の交通相談

(4) 協力・援助活動（第4号に該当するもの）

- ア 交通安全運動等への積極的な参加及び参加呼び掛け
- イ 運転者講習会等を利用した交通安全活動
- ウ 信号機、道路標識等交通安全施設の故障箇所の連絡

(5) 実地調査活動（第5号に該当するもの）

- ア 駐車実態の調査等、推進委員としての活動に必要な資料の収集
- イ 地域住民等の交通問題に関する意識調査
- ウ 地域内の交通危険箇所の把握

## 5 活動記録の作成

署長は、推進委員が前記4の活動を行った場合は地域交通安全活動推進委員活動状況記録簿（別記様式第3号）を作成し、その状況を明らかにしておくものとする。

## 6 災害報告

署長は、推進委員がその活動中に災害を受ける事案が発生したときは、その状況等を速やかに交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

## 7 地域交通安全活動推進委員証等の交付、再交付及び返納等

- (1) 交通企画課長は、細則第34条第2項に規定する地域交通安全活動推進委員証（以下「推進委員証」という。）、推進委員記章及び推進委員腕章の貸与、返納等があったときは、その状況を地域交通安全活動推進委員証等交付簿（別記様式第4号）に記載しておくものとする。
- (2) 署長は、推進委員が貸与された推進委員証、推進委員記章又は推進委員腕章を亡失、滅失又は汚損等したときは、当該推進委員に推進委員証等再貸与申請書（別記様式第5号）により公安委員会に申請させるものとする。
- (3) 交通企画課長及び署長は、地域交通安全活動推進委員名簿（別記様式第6号）を備付け、委嘱及び解嘱の都度必要事項を記載し、常に整備しておくものとする。

(4) 交通企画課長は、推進委員が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに推進委員証、推進委員記章及び推進委員腕章を返納させるものとする。

ア 任期が満了したとき

イ 辞任したとき

ウ 解嘱されたとき

エ 死亡したとき

オ 推進委員証、推進委員記章又は推進委員腕章を再交付された後において亡失した推進委員証、推進委員記章又は推進委員腕章を発見し、又は回復したとき

## 8 講習

(1) 規則第8条第1項に規定する講習は、別表「講習の実施基準」により行うものとする。

(2) 署長は前記(1)の講習が効果的に行われるよう協力するものとする。

## 9 指導

(1) 交通企画課長は、推進委員に対して、その活動内容、活動上の注意等の遵守等について適正を期すため必要な指導を行うものとする。

(2) 交通企画課長及び署長は、前記(1)による交通企画課長の行う指導及び他に定めるもののほか、推進委員に対して、次の事項について適切な指導を行わなければならない。

ア 推進委員制度は、ボランティア精神に基づく善意の活動がその趣旨であることを認識するよう指導すること。

イ 推進委員の活動に当たっては、関係者に強要したり、又は目的を逸脱した行動をとるなどして紛議を引き起こし、批判を招くことのないよう指導すること。

ウ 推進委員の活動に当たっては、関係者の名誉、秘密の保持に配慮するよう指導すること。

エ 推進委員の活動は公務性を持つものであるため、その政治的中立性を確保し、信頼性を高めるとともに、政治的な地位利用を防止するよう指導すること。

## 10 解嘱手続等

推進委員の解嘱等の手続は、次のとおりとする。

(1) 解嘱手続

ア 署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号に定める解嘱の要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（別記様式第7号）により交通企画課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

イ 規則第10条に定める解嘱理由の通知は、交通企画課長が聴聞及び弁明等の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条の規定に基づく弁明通知書により1週間前までに行うものとする。

ウ 署長は、推進委員の解嘱が行われた場合には、第3の1の(4)に準じて処理するものとする。

## (2) 解嘱事由

法第108条の29第5項各号の解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 「法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。」（第1号）

第3の1の(2)の委嘱の要件の判断基準による。

イ 「職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。」（第2号）

職務上知り得た秘密を漏らし、又は正当な理由がなく規則第4条に規定する推進委員の活動を行なうことを怠ったときなどをいう。

ウ 「推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。」（第3号）

推進委員の地位を利用して不正行為をしたり、飲酒運転による事故を引き起こす等交通の安全と円滑に資するための活動を行う立場にふさわしくない道路交通関係法令違反をした場合のほか、推進委員としての社会的地位を失墜させるような罪を犯した場合をいう。

## (3) 辞職願いの取扱い

ア 署長は推進委員から辞職の申出があったときは、辞職願（別記様式第8号）の提出を求め、交通企画課長を経由して公安委員会に進達するものとする。

イ 署長は、推進委員の辞職が承認されたときは、第3の1の(4)に準じて処理するものとする。

## 11 運用上の留意事項

(1) 交通企画課長及び署長は、関係機関、団体、関係業者及び地域住民等に対し、推進委員制度の広報に努め、推進委員の活動について理解と協力が得られるように努めるものとする。

(2) 署長は、推進委員の活動実態を把握するとともに管内の交通実態に応じて弾力的に運用するものとする。

## 第4 地域交通安全活動推進委員協議会

### 1 協議会の指導

署長は、管轄区域内の協議会の運営について指導及び助言を行うものとする。

## 2 協議会に対する資料等の提供

交通企画課長及び署長は、協議会との連絡又は調整を密にし、協議会の活動に必要な資料及び情報を積極的に提供するものとする。

## 3 意見の申出に対する措置

- (1) 署長は、協議会から法第108条の30第3項の規定に基づく意見の申出がなされたときは、意見申出書（別記様式第9号）により受理するものとする。

この場合、署長は、その所掌事務に関する意見については署長あてに、これ以外の意見については公安委員会あてに提出するよう指導するものとする。

- (2) 署長は、前記(1)に係る協議会からの申出意見が公安委員会に対するものである場合には、受理した意見申出書に意見を付して交通企画課長を経由して公安委員会に進達するものとする。

- (3) 署長は、協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察運営上、十分に参考とするように努めるものとする。

また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを当該協議会に連絡するよう努めるものとする。

## 4 協議会に関する報告又は資料の提出要求等

規則第14条に規定する報告又は資料の提出に係る事務は、次のとおりとする。

- (1) 上申

署長は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、交通企画課長を経由して交通部長に上申するものとする。

- (2) 審査等

交通部長は、前記(1)の上申に基づき審査した結果、報告又は資料提出等が必要であると認めたときは、協議会に関する報告・資料提出要求書（別記様式第10号）を署長を経由し協議会に交付するものとする。

- (3) 署長の措置

署長は、協議会から報告又は資料の提出を受けた場合は、交通企画課長を経由して交通部長に報告するとともに、当該資料を保存し、当該協議会の指導の参考にするものとする。

## 5 勧告

- (1) 署長は、協議会の運営に関し改善の必要があると認め、その改善のため規則第15条の規定に基づく勧告を行う必要がある場合は、交通企画課長を経由して交通部長に上申するものとする。

- (2) 交通部長は前記4の(3)の報告内容の審査及び前記(1)の上申内容の審査結果に

に基づき、改善が必要であると認めるときは、当該協議会に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを勧告書（別記様式第11号）により署長を通じ勧告するものとする。

- (3) 署長は、勧告書に基づき協議会が改善に必要な措置を講じた場合は、その状況を関係書類とともに交通企画課長を経由して交通部長に報告するものとする。

## 第5 報告

署長は、推進委員に関する特異事項及び推進委員の特異な活動については、その都度速やかに書面により交通企画課長を経て本部長に報告するものとする。

## 別表

## 講習の実施基準

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	<p>① 全国の交通死亡事故の発生状況等の交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。</p> <p>② 奈良県における交通死亡事故の発生状況等交通情勢について説明し、奈良県における交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。</p>	15分程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に関する事項のうち、推進委員の活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	15分程度
3 推進委員としての心構え	<p>① 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。</p> <p>② 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項について説明し、特に第5条に規定する活動上の注意については十分に理解させる。</p>	30分程度
4 活動要領	<p>① 規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分説明し、理解させる。</p> <p>② 各活動に関する指導方針について周知徹底を図る。</p>	30分程度

講習は、原則として、委員として委嘱した時からおおむね3か月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

交 第 号  
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員推薦書

次の者を地域交通安全活動推進委員として推薦します。

（ふりがな） 氏 名		生年月日	
職 業			
勤 務 先	名称	所在地	
本 籍			
住 居			
学 歴 （学歴、職歴、 公職歴、ボラン ティア活動歴 等）			
賞 罰 （交通違反歴を 含む。）			
推 薦 理 由			
備 考			

※前科照会書・総合照会結果報告書・事故違反歴照会結果報告書添付

※当該推薦書の右上部に「取扱注意」を赤色で表示すること。

別記様式第2号（第3関係）

区域外活動承認申請書

交 第 号  
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警 察 署 長

区域外活動承認申請書

地域交通安全活動推進委員協議会から、下記事項につき 地域交通安全活動推進委員協議会の管轄区域内へ地域交通安全活動推進委員を応援派遣することの届出があったので報告します。

区域外活動の期間	年 月 日～ 年 月 日の間	
区域外活動の必要な地域		
活 動 の 内 容		
区域外活動の必要な理由		
備 考		
通 報 受 理 欄	通報受理日時	年 月 日
	警 察 署 協議日時等	年 月 日 協議者 氏名
	協 議 結 果	

別記様式第3号（第3関係）

地域交通安全活動推進委員活動状況記録簿

活 動 日 時		
活動地域・場所		
従 事 員	推 進 委 員	
	警 察 官	
	そ の 他	
活 動 内 容		
活 動 結 果		
記 録 者		



別記様式第5号（第3関係）

<p>推進委員証等再貸与申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">地区協議会推進委員 氏名</p>	
再交付種別	<input type="checkbox"/> 推進委員証 証明書No ( ) <input type="checkbox"/> 推進委員記章 <input type="checkbox"/> 推進委員腕章
再交付の申請理由	
備考	
所轄警察署届出受理欄	<p>届出受理日 年 月 日</p> <p>届出受理者 課 係</p> <p style="text-align: center;">階（職）級 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>

- 備考 1 再交付種別欄の□には、該当するものに○印を付すこと。
- 2 破損又は汚損の場合は、当該推進委員証等を添付すること。

別記様式第6号（第3関係）

地域交通安全活動推進委員名簿

地域交通安全活動 推進委員証番号		委嘱年月日	年 月 日	
		管轄署名		
氏 名			職 業	
生 年 月 日				
本 籍				
住 所			電 話	
その他の団体加入 状況及び主要役職 名				
備 考				

交 第 号  
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員解嘱上申書

氏 名			
住 所		生年月日	
委 嘱 年 月 日			
委 嘱 状 番 号			
解 嘱 事 由			
備 考			

※当該上申書の右上部に「取扱注意」を赤色で表示すること。

別記様式第8号（第3関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

地域交通安全活動推進委員

氏 名

辞 職 願

私儀

この度、一身上の都合により、地域交通安全活動推進委員を辞職したいので、承認してください。

年 月 日

奈良県公安委員会  
警察署長 殿

〇〇地域交通安全活動推進委員協議会  
会長

意見申出書

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に関して次のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料 なし、あり（別添のとおり）

奈良県公安委員会達第 号

協議会に関する報告・資料提出要求書

地域交通安全活動推進委員協議会

会 長

協議会に関する報告・資料提出要求書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則  
第14条の規定に基づき、次のとおり報告資料の提出を求める。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

年 月 日まで

年 月 日

奈良県公安委員会

奈良県公安委員会達第 号

勸 告 書

地域交通安全活動推進委員協議会

会 長

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則  
第15条の規定に基づき、次のとおり勧告する。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日まで

年 月 日

奈良県公安委員会 印